国土交通省からの情報提供

資料3

1.水防法改正 洪水浸水想定区域の指定に係る河川拡大等 (P1)

指定対象が拡大されたことにより、新たな洪水浸水想定区域の指定や浸水深等の変更が生じるため、<u>市町村のハザードマップの</u> 作成、見直し(更新)が必要です。交付金等を活用し、<u>迅速な作成、更新</u>をお願いします。

2.水防法改正 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し(P2)

洪水浸水想定区域の指定対象拡大により新たに対象となった施設についても避難確保計画の作成を促すとともに、既対象施設も 含めて<u>適切な助言及び訓練の実施促進</u>をお願いします。

3. 都市計画法及び都市再生特別措置法の改正 安全まちづくり関係 (P3)

災害ハザードエリアにおける開発抑制について、令和4年4月1日から施行となり、<u>災害リスクの高いエリアにおける開発行為・</u> 建築行為が規制</u>されます。

<u>4. 洪水予測の高度化(P4)</u>

令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川全てで、<u>洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報の提供</u>を開始しています。

5. 洪水予報の発表基準変更(P5)

令和4年6月から、的確な避難指示発令を支援するため、3時間先までに氾濫危険水位超過が予測される場合は、警戒レベル4 相当の氾濫危険情報の発表を行う可能性</u>があります。

<u>6. 自治体からの派遣要請等に対する排水ポンプ車の派遣について(P6~)</u>

①国保有の排水ポンプ車は、従来通り直轄の災害対応で稼働していない場合は貸し出し可能ですが、台数に限りがあるため必ずし
 も全ての派遣要請に対応できない場合があります。

②流域治水の観点から、自治体においても<u>浸水常襲箇所や内水氾濫等への対策強化</u>をお願いします。

③例年、4月1日に当該年度の緊急自然災害防止対策事業の取扱いについて事務連絡(本省→地域河川課→都県政令市→市町村) (P10~)を発出しています。他地整管内では緊急自然災害防止対策事業(P6~9)を活用して、排水ポンプ車を導入した実績 が有ります。詳細は令和4年度事務連絡の発出後、担当窓口に相談をお願いします。

7.水防力向上の取組推進 (資料なし)

コロナ禍のため大規模な水防演習・訓練等が中止になっていますが、水害はいつ発生してもおかしくないことから、感染対策を 徹底の上、地域・地区単位で水防工法の講習・訓練等、水防力向上の取組を適切に実施いただくようお願いします。

水防法改正 洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大等

令和3年7月15日施行

 ○ 現行、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した 洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、 令和元年東日本台風等では、それ以外の一級・二級河川において、河川氾濫による人的被害が発生。

○ これらの河川についても、<u>洪水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な水害リスク情報の提供が必要</u>。

【改正概要】



- ・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川(洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川(住宅等の防護対象のある河川))について、洪水浸水想定区域の指定対象に追加
- (※)同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても、浸水想定区域の指定対象を拡大

【洪水浸水想定区域の指定対象河川数イメージ】

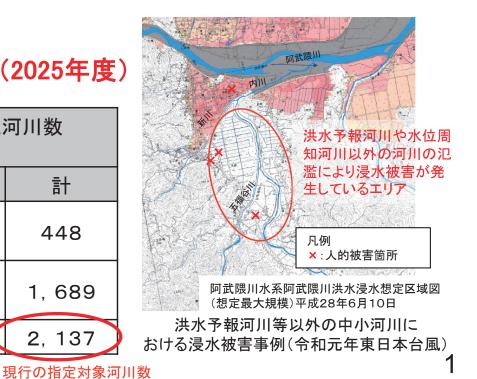
改正により、1級河川・2級河川約22,000河川のうち、円滑・迅速な避難確保等を

図る必要のある河川を指定対象に追加

< 浸水想定区域を設定する河川の目標数>

(現在)約2,000河川 ⇒ (今後)約17,000河川(2025年度)

区分	洪水浸水想定区域の指定対象河川数 (令和2年7月末時点)							
	洪水予報河川	水位周知河川	計					
国管理 1級直轄区間	298	150	448					
都道府県管理 1級指定区間、2級河川	129	1, 560	1, 689					
計	427	1, 710 🕻	2, 137					



水防法改正 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

令和3年7月15日施行

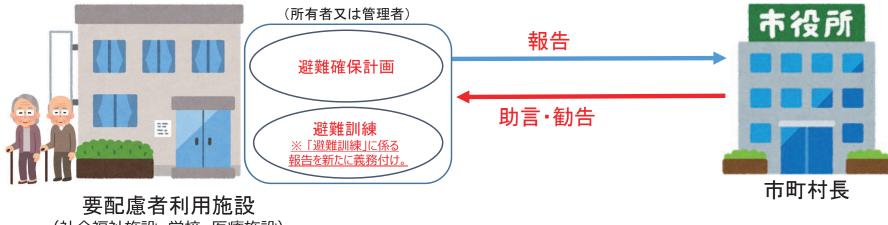
〇 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る 避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保 を図る必要。

【改正概要】



- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告 を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】

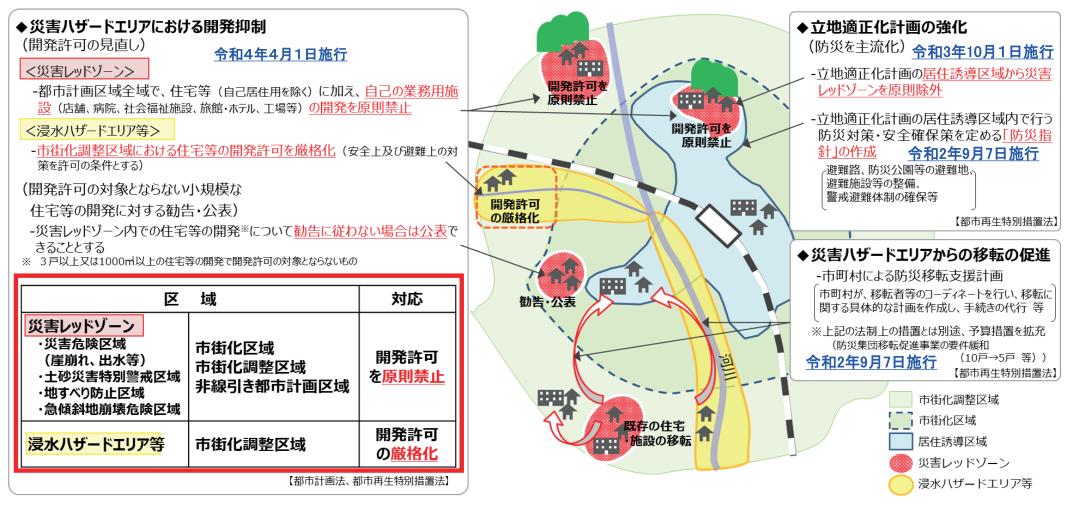


(社会福祉施設、学校、医療施設) ※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

都市計画法及び都市再生特別措置法の改正 安全まちづくり関係

令和2年6月10日公布

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとしている。
- Oこのうち、災害ハザードエリアにおける開発抑制として、災害レッドゾーンにおける自己業務用施設(社会福祉施設含む)の開発の原則禁止や、市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等(社会福祉施設含む)の開発許可の厳格化等の措置を講じることとしている。



洪水予測の高度化

令和3年11月5日 国土交通省インフラ分野のDX推進本部(第4回)より

目指す姿

洪水予測の高度化による災害対応や避難行動等の支援

概要

- 〇令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川すべてで、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情 報の提供を開始。
- 〇一級水系では、国が中心となり水系・流域が一体となった洪水予測による精度向上や、これに伴う新たな支 川等の予測情報の提供に取り組むとともに、主要な河川において、長時間先の幅をもった水位予測情報を提 供することにより、河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難を促進。



洪水予報の発表基準変更



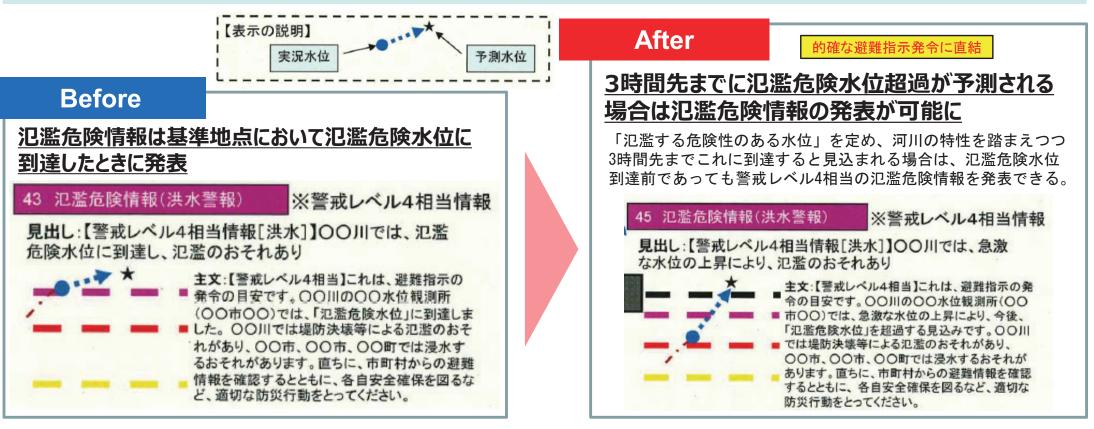
急激な水位上昇の際にあっても、的確なタイミングでの避難指示発令を支援する

概要

〇洪水予報発表基準の変更

⇒ 氾濫危険水位到達前であっても警戒レベル4相当の氾濫危険情報の発表が実施可能に 〇洪水予報文の変更

⇒ 水位予測グラフの「水位危険度レベル4」の表示方法変更



※ 3時間先までの水位予測情報を用いた氾濫危険情報を「3時間より短く設定する場合」は、事前に水災害予報センターに連絡願います。

5

化整備のうち、 <i>h果促進事業</i> と 閏20/100が	☆ な の で な で で で の う ち 、 別 し 志 域 で 南 、 の し し 志 域 で 南 、 の う ち 、 、 の し の 志 城 で 南 、 の 、 の 、 の し の 志 城 で 南 う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 一 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 か の う ち 、 、 か の う ち 、 、 か の う ち 、 、 か 一 、 の う ち 、 、 か 一 、 の う ち 、 、 か の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 、 の う ち 、 の う ち 、 、 の う ち ち 、 の の う ち 、 の う ろ 、 の う ろ ろ の う ろ う ち 、 う う う う ち 、 、 の う う う ろ 、 の う う う 、 う う う う 、 う ろ う う 、 う う 、 う 、 う ろ う う う う う う う う う う う う う	① <u>通常の下水道事業</u> 【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 交付要件: <i>排水ポンプ車は、</i> 交付対象範囲となる 合、効果促進事業として整備できる。	②効果促進事業	②国費率:基幹事業(排水ポンプ車事業)に対し	 ①<u>下水道浸水被害軽減総合事業</u> 【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 交付要件: 排水ポンプ車は、過去10カ年に一定規 ュレーションにより床上浸水被害が50〕 の浸水整備のうち、「下水道浸水被害 て整備できる。 	1基幹事業	(1) 下水道事業の場合	 下水道及び河川事業における錦水ポンプ車整備対象 ※1 ここに記載した事業外でも排水ポンプ車の整備が可能な事業があります。 下水道及び河川事業以外については、『社会資本整備総合交付金交付要網』に ※2 記載した要件は概要となるため、『社会資本整備総合交付金交付要綱』に 		 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			,社会資本整備総合交付金と防災・	排水ポンプ車を交付対象として
100が効果促進事業の計上上限額で、計上した事業費の1/2	:付要綱 付則第1編 基幹事業イ-2-(3)及び,ロ-2-(3)】 DID地域や南海トラフ地震防災対策推進地域等における下水道施 L整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置づけた整備を基幹事) <i>果促進事業として整備できる</i> 。	〔付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(1)及び,ロ-7-(1)】 交付対象範囲となる雨水管きょの整備を基幹事業に位置づけた場 <i>業として整備できる</i> 。	社会資本整備総合交付金 防災·安全交付金	て1/2	<u> 空減総合事業</u> 合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(2)及び,ロ-7-(2)】 代ンプ車は、過去10カ年に一定規模以上の浸水被害がある地域又は、内水シミ ションにより床上浸水被害が50戸・浸水被害戸数が200戸以上想定される地区で K整備のうち、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置づけた場合、 <i>基幹事業とし</i> 着できる。	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金		る 緋水(ポンフ。車整備対象事業 プ車の整備が可能な事業があります。 よ、『社会資本整備総合交付金交付要綱』にてご確認願います。 土会資本整備総合交付金交付要綱』にて詳細を確認願います。	※国土交通省HPよりイラスト引用	(抗会求本整報総合文付金の労) (土谷空間の安全確保 (小ンフラ老朽化材策 男))選架トンネルの補修 (別)選架トンネルの補修 (別)選挙たいの補修 (別)選挙たいたい可能 (別)選挙たいたの構修 (別)選挙たいたの構成の整備 (別)選挙たいた可能 (別)選挙たいた可能 (別)選挙たいた可能 (別) (別)(現在の知道 (別)(別)(別)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)(用)) 河川 0 砂防) 郡市公園 0 市街地	基幹嘉璧 。 幼果促進事業	令和元年 12月 関東地方整備局作成 安全交付金が対象となる事業	■ 業

た箇所での運用に努めるものであること ②-2 国費率:基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/3	での整備・運用について検討すること (vi)当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生し	(iii)今後概ね10 年間において、(ii)の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと (iv)固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること (v)同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同	、、、回へやいがいたいでもない、、、シジンジャンがあいては「声がい」、、シット・ (!!)過去概ね10 年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害(指定 区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位)があること	②-1 <u>準用河川における交付要件</u> 次に掲げるすべての要件に該当する河川において、 <i>排水ポンプ車を基幹事業として整備できる</i> 。 (i)因ませ排水施設にや乾して、怒動せ排水施設の整備が終済的であること	①-2 国費率:基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/2	・想定氾濫区域内人口が1 万人未満 →いずれの条件にも該当する指定区間内に係る河川改修等を行っている事業では、 ポンプ車を基幹事業として整備できる。	且つ、 ・一事業の総事業費が100 億円未満 ・流域面積が100km2 未満 出しに転にばまして、	→いずれかの要件に該当する河川改修で	・ パークション ション ション ション ション ション ション ション ション ション	·社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロー3ー(1)広域河	① <u>総合流域防災事業</u> 【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-8-(1)及び,ロ-8-(1)】 ①—1 —級河Ⅲ及7Ё─級河Ⅲの指中区間におけるな社商件	①基幹事業 防災·安全	(2)河川事業の場合
	もの河川や浸水が発生し	16、必要に応じて、 共同	ー fの家屋浸水被害(指定	「業として整備できる。		テっている事業では、 <i>排水</i>)流域治水対策河川事業)調節池整備事業)広域河川改修事業	⊐-8-(1)】	災·安全交付金	

9 緊急自然災害防止対策事業

〇 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)と連携しつつ、<u>地方単独事業</u> として実施する<u>防災インフラの整備を推進</u>するため、「緊急自然災害防止対策事業債」を創設

(事業期間は、<u>令和元・2年度の2か年</u>。ただし、令和2年度までに建設事業に着手した事業は、令和3年度以降も 同様の財政措置を講じる。)

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で 実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】※赤字は令和元年度からの拡充部分

<u>道路防災(法面・盛土対策・冠水対策等)</u>、治山、砂防、地すべり、河川(護岸、堤防、排水機場等)、林地崩壊、 急傾斜地崩壊<u>(市町村分)</u>、農業水利施設(ため池、揚水・排水機場、水路、<u>安全対策(用水路・ため池の防護柵等)</u>) 海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置





緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置



8

流域治水对策 河川事業 国庫補助 要件 Ο Ο Ο 【事業費】 【対象事業】 【地方財政措置】 尭 事業期間】 N Чþ ₩ 4 期間 산 H \mathbf{r} (対前年度比: 国庫補助 要件 -/ 古 **東市** 穚 な拡充内容 延長期間は、 象事業及び事業費を大幅拡充 土強靱化対策に 近年 政府を挙げて取り組む 流域治水対策に $\overline{}$ 惉 道路防災に ω 0 RA て1,000億円を増額 至 準用河川 4億円 満 4一部日 併 -1 0 0 • 竪 流対策】 道路の洗 夏 0 泛 9# 【1級-影日 莈 0% 2 10億円 日参01 害が激甚 יול 10 高米 田崎01 普通河川 級•二級河川 创 Чŀ 1 2級河川】 20 出 . +自然災害防止対策事業費の大幅拡充 СЛ 雝 交付税措置率 · 际炎· 溜め池の整備 -J 年間 取り組めるよ \sim 3,000㎡ 未満 3,000m 资具 【外水氾濫対策】 -ЧÞ • d 댺 分 Ф 챔 長 、流 0 \mathbf{r} . 【イダ】 Ś 夫 地域全体の減災計画に位置付けなし 地域全体の減災計画に位置付けあり N 小規模事業に 0 流域治 改良事 澎災 頻発 二線堤の築造 雨水貯留浸透 施設の整備 現行の対象事業 4 4億日 膨胀 4 徳日 地方単独事 年寅 対策 0億円増 Ś 業 1 六 197 ノ • • 水対策等 \subset र्ष H JI ダム施設 改良事業 10億日 10億円 500m[。] 500m 彭 0 ω 泛上 オ 土強靭化のための5 . e)v % -. 1 2 莈 ⊕ ┢ 業 +0 顕 ý 心 ロ径300mm 未満 (町村の場合) ロ径300mm 以上 (町村の場合) 【内水氾濫対策(下水道)】 雨水公共 都市下 下水道 <一般会計事業) 14 ダム下流河: 整備事業 0 ω _ N 1.5億日 米逝 Ⅲ 뇡 を対象事業に 5. 一 二 二 二 割増) 삭 0億円) 深 删 \mathbf{r} Ч 象事業 ‱害防止対策 ≨業期間を延長 の現行の要件 団体が引 都市下水路 副副 3億日 3億日 1万水路 公共下水道 農業力 (管渠を除く(右記 業> 雨水氾濫対策)林道 <公営企業会計事業(※)> 総公営企業会計 線出金に充当 対象拡充部分 -_ 1.5億日 .5.億円 貯水池 保全事業 \frown 日径300mm (町村の場合) 口径300mm 以上 (町村の場合) $\overline{}$ 追加 か年加速化対策」 NH A 続 抗光 農業水利施設 (右記以外)・ 删 を撤廃 (*)~ $\overline{}$ NH 追制 濃:200万円 未満 林:40万円 未満 (非公共) 農:200万円 以上 林:40万円 以上 林道】 【農業水利施設・ (非公共) (公共) 業費に 記言 . 卍 要事業費 | 防災重点 農業用ため池 $\overline{}$. (公共) 4,000万円以上 800万円 未満 (補助要件 見直し) 4,000万円 未満 澎災 オ レンク ┢ 9 . 豪雨対策 (都市公園安全 ·安心対策緊急 総合支援事業) 【都市公園 â 3,000万円 未満 3,000万円 以上 भ -

ی

₩ 令和3年4月 簽 重 ⊢ Ш 舕

各都道府県市区町村担当課 各都道府県財政担当課 各指定都市河川関係所管課 各都道府県河川関係所管課 各指定都市財政担当課 會 日

慾 慾 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 国土交通省水管理・国土保全局沿水課 浴 浴 嵡 ш} ▥ ⊪ 治財政 治財 政 局 調 Ì 臣 F 躨 溳 影 影

河川に係る事業の取扱いについて(周知) 緊急自然災害防止対策事業債における

については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしてお 急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業 りますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。 令和3年度地方債同意等基準(令和3年総務省告示第147号)等に定める緊 (以下「本事業」という。)

市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。 なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の

制度概要

(1) 対象施設

河道 護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び

(2) 対象事業 Θ 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方

方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

河川 (ダムに関する事業を除く。) に関する事業

○河川改修

防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- 業費4億円未満の準用河川に係る河川改修 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事
- \bigcirc 普通河川に係る河川改修
- \bigcirc 雨水貯留浸透施設の整備
- 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m³未満の容量 の溜め池の整備 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない
- С 二線堤の繁造

に位置付けのない二線堤の築造 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画

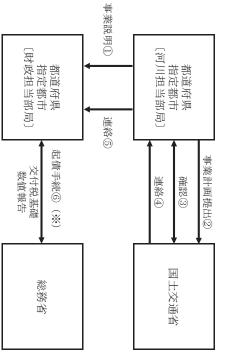
- \rightarrow À ムに関する事業
- \bigcirc ダムに係る改良等
- 改良筆 対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設 び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂 総事業費が概ね10億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及
- 地山安定のための工事等 する設備、ダム周辺設備(観測設備、通報設備、警報設備等)の改 良(ダム周辺設備の新設を含む)及び貯水池周辺(地すべり等)の 総事業費が概ね4億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属
- 総事業費が概ね1.5億円未満のダム直下の河道改良工事等 総事業費が概ね1.5億円未満の貯砂ダム等の設置工事等
- \bigcirc 象とする。 た以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対 方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられ 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方
- * エクトの策定に代えることができるものとする。 ける事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業 おける事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載 及び令和4年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系に した簡易な計画(「流域治水計画」)を作成することによって流域治水プロジ 流域治水プロジェクトを現在策定中(令和3年度に策定予定)の水系にお
- 河川 (ダムに関する事業を除く。) に関する事業
- 流域に関する対策(例:防災・安全交付金の流域貯留浸透事業 施設の整備等)等) 留浸透施設・溜め池の整備等)、 総合流域防災事業(二線堤·移動式排水 (雨水貯

- ・ 準用河川に係る河川改修
- ・ 総合流域防災事業 (情報基盤の整備)
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業(情報基盤の整備)
- (3) 財政措置
- 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4)事業期間令和3年度から令和7年度
- \mathbb{N} 緊急自然災害防止対策事業債における手続 (別紙参照)
- (1) 施設管理者は、 計画を添付)。 省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水 緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分) を、国土交通
- (2)国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、 該当することを確認する。 н (2)の対象事業に
- (3)国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、(4)施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省 施設管理者に連絡する。
- を行う。)。 協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認 総務省へ事業に係る起債届出・
- \frown σī 経由して行う。 市区町村が実施する場合の(1) 2 (4)の手続については、都道府県を

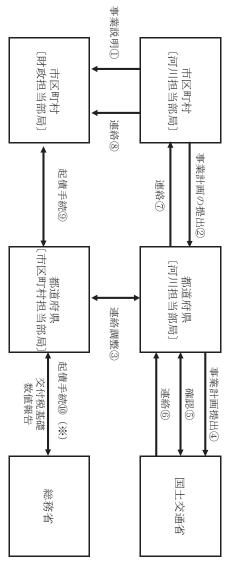
(別紙)



【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む